

泉地振第 1274 号  
令和 7 年 2 月 25 日

町のはらっぱ・地域スポーツ広場 管理代表者 様

泉区地域振興課長  
金子 利恵

### 町のはらっぱ・地域スポーツ広場に係る継続申請について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、町のはらっぱ・地域スポーツ広場の管理運営について、御尽力いただきまして誠にありがとうございます。

別添のとおり関係書類一式を同封いたしましたので、令和 7 年度も引き続き使用を希望される場合は、必要事項を記入の上、地域振興課まで提出をお願いいたします。

また、今後はらっぱ等の廃止をお考えの場合には、お早目に御相談ください。  
よろしくお願いいたします。

#### 1 提出いただく書類

別添、送付書類一覧表のとおり

※ 印鑑は朱肉をつけるものを御使用ください。(インク浸透印不可)

※ 書類をデータ (ワード形式) で御希望の場合、E メールにてお問い合わせください。

#### 2 提出締切日

別添、送付書類一覧表のとおり

#### 3 提出先

泉区役所地域振興課 (区役所 3 階 3 0 8 番窓口)

※ 郵送でも結構です。(送付先 〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-1)

#### 4 その他

令和 7 年度から「子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保」する目的で公園が禁煙になることに合わせ、町のはらっぱ・地域スポーツ広場も公園に類似する屋外施設として禁煙に御協力いただくこととなりました。今回の措置に伴い『横浜市広場・はらっぱ要綱』が改正され、「3 設置の条件 (7)」が追加されました。

※利用者への周知案内掲示等につきましては、別紙「子供の遊び場等における受動喫煙対策の推進について (依頼)」を御覧ください。

【裏面あり】

【改正内容】

『横浜市広場・はらっぱ要綱（抜粋）』

3 設置の条件

(1)～(6) 省略

(7) 敷地内での喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をしないよう努めることを利用者に対して周知できること。

【施行日】

令和7年4月1日

担 当 泉区役所地域振興課 山下、小森  
電 話 800-2396  
F A X 800-2507  
Eメール iz-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

## 町のはらっぱ・地域スポーツ広場書類一覧（その1）

	書 類 名	提出期限日	注意事項
1	広場・はらっぱ設置申請書	3月17日(月)	・令和6年度の代表者名 でご申請ください。
2	令和7年度 管理運営団体名簿	3月17日(月)	
3	土地使用に関する覚書	3月17日(月)	・2通とも記名押印 ※手続き終了後、区長印 を押印し、1通を返送し ます。 ・令和7年4月1日の代 表者名をご記入くださ い。
4	令和6年度 広場・はらっぱ補助金収支精算報告書	4月10日(木)	・令和6年度の代表者名 で、ご報告ください。

※印鑑は朱肉をつけるものをご使用ください。(インク浸透印不可)

※覚書は令和7年4月1日に契約を締結します。上記1・4の書類については、現在（令和6年度）の代表者名でお願いします。

※代表者の変更がある場合は、同封の【変更届】をご提出ください。

# 広場・はらっぱ設置申請書

年 月 日

横浜市泉区長

申請団体名 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ 管理運営委員会  
申請人（管理代表者）

住所 横浜市

氏名

電話

広場・はらっぱを設置したいので次のとおり申請します。

名 称	和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ
設置場所	泉区和泉中央南四丁目2985-4外
土地所有者	横浜市
面 積	1,530.01 m <sup>2</sup>
土地使用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
備 考	



## 土地使用に関する覚書

横浜市（以下「使用承諾者」という。）と和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会（以下「使用者」という。）とは、町のはらっぱに関する土地使用について次のとおり覚書を交換する。

### （趣旨）

第1条 使用承諾者は、使用者が下記の土地（以下「本物件」という。）を子供から大人まで自由に利用できる町のはらっぱとして使用することを承諾する。

所在 横浜市泉区和泉中央南四丁目2985-4外  
面積 1,530.01㎡

### （使用期間）

第2条 使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （使用料）

第3条 土地の使用料は無料とする。

### （使用者の遵守事項）

第4条 使用者は使用を承諾された本物件をその目的に最も適するよう、善良な管理者の注意をもって使用するほか、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）を遵守するものとする。

2 使用者は、本物件の現状を変更してはならない。

### （使用財産の管理）

第5条 使用者は、使用を承諾された本物件について、使用承諾者・使用者協議の上別途管理運営規約を定めて管理運営する。

### （承諾の取消）

第6条 使用承諾者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは本物件の使用の承諾を取り消すことができる。

この場合、使用者は使用承諾者に対して代替地等の提供及び一切の補償を求めることなく、速やかに取り消しに応じなければならない。

- (1) 横浜市が本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が本物件を「町のはらっぱ」以外に使用したとき。
- (3) 使用者が第4条の規定に違反したとき。
- (4) (1)～(3)以外で土地の管理者から返還要求があったとき。

### （協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）に定めるもののほか、使用承諾者と使用者が協議して定めるものとする。

上記の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

令和7年4月1日

使用承諾者 横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号  
横浜市泉区長

使用者 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会  
管理代表者  
住所 横浜市 泉区和泉中央南3-20-10-113

氏名 佐藤 茂 印

## 土地使用に関する覚書

横浜市（以下「使用承諾者」という。）と和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会（以下「使用者」という。）とは、町のはらっぱに関する土地使用について次のとおり覚書を交換する。

### （趣旨）

第1条 使用承諾者は、使用者が下記の土地（以下「本物件」という。）を子供から大人まで自由に利用できる町のはらっぱとして使用することを承諾する。

所在 横浜市泉区和泉中央南四丁目2985-4外  
面積 1,530.01㎡

### （使用期間）

第2条 使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （使用料）

第3条 土地の使用料は無料とする。

### （使用者の遵守事項）

第4条 使用者は使用を承諾された本物件をその目的に最も適するよう、善良な管理者の注意をもって使用するほか、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）を遵守するものとする。

2 使用者は、本物件の現状を変更してはならない。

### （使用財産の管理）

第5条 使用者は、使用を承諾された本物件について、使用承諾者・使用者協議の上別途管理運営規約を定めて管理運営する。

### （承諾の取消）

第6条 使用承諾者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは本物件の使用の承諾を取り消すことができる。

この場合、使用者は使用承諾者に対して代替地等の提供及び一切の補償を求めることなく、速やかに取り消しに応じなければならない。

- (1) 横浜市が本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が本物件を「町のはらっぱ」以外に使用したとき。
- (3) 使用者が第4条の規定に違反したとき。
- (4) (1)～(3)以外で土地の管理者から返還要求があったとき。

### （協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）に定めるもののほか、使用承諾者と使用者が協議して定めるものとする。

上記の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

令和7年4月1日

使用承諾者 横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号  
横浜市泉区長

使用者 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会  
管理代表者  
住所 横浜市 泉区和泉中央南3-20-10-113

氏名 佐藤 茂 印

第5号様式(第9条)

令和6年度 広場・はらっぱ補助金収支精算報告書

~~年 月 日~~

泉区長

申請団体名 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

申請人(管理代表者)

住 所

氏 名

次のとおり収支精算報告をします。

(収入)

区 分	金 額	説 明
横浜市補助金		
合 計		

(支出)

区 分	金 額	説 明
会議費		
消耗品費		
備品費		
委託費		
使用料		
その他		
合 計		



# 変更届

年 月 日

管理運営委員会

次のとおり、変更しますので、お届けします。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
管理代表者			

以上

## 町のはらっぱ・地域スポーツ広場書類一覧（その2）

	書 類 名	提出期限日	注意事項
1	広場・はらっぱ管理運営費補助金交付申請書	令和6年度 補助金額確定通知 受領後 すみやかに提出	・令和7年度の代表者名 をご記入ください。
2	令和7年度 事業予算書		
3	補助金請求書	交付決定通知 受領後 すみやかに提出	・令和7年度の代表者名 でご請求ください。

※印鑑は朱肉をつけるものをご使用ください。（インク浸透印不可）

第1号様式（第6条第2項）

広場・はらっぱ管理運営費補助金交付申請書

~~年 月 日~~

泉 区 長

申請団体名 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

申請人（管理代表者）

住 所

氏 名

---

広場・はらっぱを管理運営するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び泉区広場・はらっぱ管理運営費補助金交付要綱を遵守します。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1 補助金申請額     | ¥33,000. -               |
| 2 広場・はらっぱの名称 | <u>和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ</u> |
| 3 所在地        | 泉区和泉中央南四丁目 2985-4 外      |
| 4 面積         | 1,530.01m <sup>2</sup>   |

第2号様式 (第6条第3項)

## 事業予算書

(収入)

区 分	金 額	説 明
横浜市補助金		
合 計		

(支出)

区 分	金 額	説 明
会議費		
消耗品費		
備品費		
委託費		
使用料		
その他		
合 計		

補助金請求書

~~年 月 日~~

様

申請団体名 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

申請人(管理代表者)

住所

氏名

※口座名義人と代表者が異なる場合、  
代表者の押印が必要です。

広場・はらっぱの管理運営にかかる補助金を次のとおり請求します。

1 請求額 ¥33,000.-

2 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

3 振込先

(1) 金融機関

銀行・信用金庫  
信用組合・農協

支店  
出張所  
支所

(2) 預金種目 普通・当座

(3) 口座番号

(4) フリガナ  
口座名義

※口座名義が管理代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。

上記口座に交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 管理代表者

印